

宮崎県キャリア形成プログラム適用医師の配置調整について

1 趣旨

「宮崎県キャリア形成プログラム」の適用医師（以下「適用医師」という。）については、専門研修2年目以降※の6年間、本人の希望を尊重しながら、宮崎県地域医療対策協議会（以下「地対協」という。）において勤務先を決定する（配置調整を行う）こととなっている。

※専門研修1年目は、通常、基幹施設で研修。

2 配置調整に係る専門部会の設置

適用医師の配置調整について、専門的見地から集中的に審議するため、地対協設置要綱第5条第1項の規定に基づき、専門部会を設置する。

専門部会の名称は、配置調整部会（以下「部会」という。）とし、部会の委員は、同条第2項の規定に基づき、会長が指名する者をもって充て、その任期は、現在の地対協の委員と同じ（令和5年7月まで）とする。（以降、同様の手続きにより2年ごとに部会の委員を任命する。）

なお、配置調整については、部会において決定し、部会は決定した内容を地対協に報告するものとする。

宮崎県地域医療対策協議会設置要綱

（部会）

第5条 協議会に、必要に応じて、部会を設置することができる。

2 部会の委員は、会長が指名する者をもって充てる。

※現時点での配置調整のスキーム及びスケジュール案は、資料2-2のとおり。詳細は、部会において審議の上、決定する。

宮崎県地域医療対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 医療法（以下「法」という。）第30条の23の規定に基づき、医師の確保の促進等及び関係機関の機能分担・連携の推進等を図ることにより、地域医療提供体制の整備充実を促進するため、宮崎県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行い、協議が整った事項を公表する。

- (1) キャリア形成プログラムに関する事項
- (2) 医師の派遣に関する事項
- (3) キャリア形成プログラムに基づき医師が不足している地域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項
- (4) 医師が不足している地域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項
- (5) 医師法の規定によりその権限に属させられた事項
- (6) その他医師の確保を図るために必要な事項

(構成)

第3条 協議会の委員は、宮崎県のほか、次に掲げる機関又は団体の管理者又は役職員のうちから20人以内をもって構成し、別表1のとおりとする。

- (1) 特定機能病院
 - (2) 地域医療支援病院
 - (3) 公的医療機関（法第31条に規定する公的医療機関をいい、公立医療機関を含む。）
 - (4) 臨床研修病院
 - (5) 民間病院
 - (6) 診療に関する学識経験者の団体
 - (7) 大学その他の医療従事者の養成に係る機関
 - (8) 知事の認定を受けた社会医療法人
 - (9) 独立行政法人国立病院機構
 - (10) 独立行政法人地域医療機能推進機構
 - (11) 地域の医療関係団体
 - (12) 市町村
 - (13) 地域住民を代表する団体
 - (14) その他部長が適当と認める者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第4条 協議会は、福祉保健部長が招集する。

- 2 協議会に会長を置き、県職員以外の委員のうちから、互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を主宰する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。
- 5 会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことが

できる。

(部会)

第5条 協議会に、必要に応じて、部会を設置することができる。

2 部会の委員は、会長が指名する者をもって充てる。

3 部会の運営に関しては、第4条の規定を準用することとし、この場合において「協議会」とあるのは「部会」に、「会長」とあるのは「部会長」と読み替える。

(幹事会)

第6条 協議会の事務を補佐させるため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会は、医療薬務課長が招集し、これを主宰する。

4 会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は、宮崎県福祉保健部医療薬務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、「附属期間等の設置及び運営に関するガイドライン」(令和元年6月宮崎県人事課行政改革推進室定め)に準じるとともに、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

区 分	職 名
特定機能病院	宮崎大学医学部附属病院 院長
地域医療支援病院	小林市立病院 病院事業管理者
公的医療機関	県立宮崎病院 院長
	串間市民病院 院長
	宮崎県済生会日向病院 院長
	高千穂町国民健康保険病院 院長
臨床研修病院	古賀総合病院 院長
民間病院	延岡市医師会病院 院長
	宮崎市郡医師会病院 院長
	都城市郡医師会病院 院長
診療に関する学識経験者の団体	宮崎県医師会 会長
	宮崎県医師会 医師確保対策担当理事
	宮崎県医師会 女性医師担当理事
大学その他の医療従事者の養成に関する機関	宮崎大学医学部長
社会医療法人	千代田病院 院長
独立行政法人国立病院機構	国立病院機構宮崎病院 院長
独立行政法人地域医療機能推進機構	宮崎江南病院 院長
地域の医療関係団体	全日本病院協会 宮崎県支部長
関係市町村	宮崎県市長会（日向市長）
	宮崎県町村会（都農町長）
地域住民を代表する団体	宮崎県地域婦人連絡協議会 会長
県関係	宮崎県病院局長
	宮崎県福祉保健部長
	宮崎県教育庁副教育長
	宮崎県保健所長会会長

別表2（第6条関係）

機 関 名	職 名
宮崎大学	医学部医療人育成課長
宮崎県医師会	常任理事
県立宮崎病院	事務局長
宮崎県市長会	日向市地域共生・地域医療推進担当理事
宮崎県町村会	宮崎県町村会事務局長
宮崎県病院局	次長兼経営管理課長
宮崎県福祉保健部	医療薬務課長